

# 自己決定と「私的所有」に関する一考察

—悟空は菩薩の掌から逃れられるのか？—

鈴尾修司

## 1 はじめに

本校では研究テーマを「自立に向かう子どもたち」とし、なかでも「自分で決める場を大切に」とサブテーマを絞って研究を進めてきた。養護学級においては、本校の研究テーマが「自立」をキーワードとする以前より「生活力のある児童＝自立に向かう子ども」を目指し、表1の3つの力を「自立」に向かう力として実践研究を進めてきた。

表1. 「生活力のある児童」の3つの力

- ことばや行動で自己を十分に表現し、主体的に行動する力。
- さまざまな集団やいろいろな人とのかかわり合いの中で、生活や学習をする力。
- いろいろな場面で判断したり、工夫したり継続したりして生活や学習をする力。

この学級の目標に、先に障害児教育全体の提案で述べたように「自分で決める場」、即ち「自己決定」・「自己選択」の場をキーワードにし、すべての教科・領域を越え、学校生活全体の中に生かそうと実践を積み重ねている。その研究段階の一つの表現が先述の「選択についての実態：認知発達」と「集団へのかかわり：他者との関係性」を軸にし、指導者の支援のあり方を示した表である。実践を通して筆者は、この表に表現された児童の発達の状態とそれに応じた指導者の支援のあり方については、一応の整合性を持っているものと考えている。

ここでは、ごく限られた量の小論ではあるが、更に今後の研究を深めるため、これまで自明のものとして扱ってきた「自己決定」・「自己選択」といった概念を形成しているわれわれの共通感覚（中村（1979））について改めて考察する。「自己決定」については鈴尾（1998）でもその意義について考察を試みているが、一点抜け落ちてしていることとして「私的所有」の問題がある。そこで、本稿では、特に「私的所有」を中心に考察し、われわれにとっての「自己決定」・「自己選択」の意味を問い直してみたい。

さらに、われわれは児童の「自立」と「私的所有」に関わって、「真の自立は管理者が支配する環境で育成されうるか」と言う根源的問いをたてて考察していきたい。

また、実際的な実践課題として、将来にわたる児童自身の本人参加の問題にも考察の幅を広げたい。本研究テーマで実践研究を進めてきて3年間になる。今後の筆者自身の研究を見通した研究段階のまとめとし、来年度以降に生かしていきたい。

## 2 「私的所有」について

### (1) 「私的所有」と「自己決定」の自明性について

「自己決定」・「自己選択」というときにその前提についてこれまで自明のこととして特に議論をしてこなかった。それは、自己決定する事、つまり「自己のもの」を自己の判断において処分すること、即ち「私的所有」の自明性を前提としている。今日の市場原理の社会においては、中世の

「徳政令」のごとき、あたかも「もとあったものはもとの鞘に戻る」ことによって世界が安定を得るような神話的な社会ではない。「私的所有」は近代資本制の始まりに伴って現れてきた論理といえるが、よく考えてみると、今日、自明であるかのような簡単なことについても一筋縄ではいかないことがわかる。(これらの議論は一つ一つ掘り下げればこれまで多くの議論の積み重ねによって支えられている。本小論では紙面の関係上割愛するが、詳しくは巻末の参考文献を参照いただきたい)

例えば、筆者はドナーカードを運転免許証に入れていて、もし筆者の身に何かあったときのわたし自身の身体に関する意思表示をしている。それは、わたしの臓器がわたしの「私的所有物」であり、わたしの判断において脳死状態での臓器移植に提供するなり、しないなりの判断をすることが許されるものであるという前提の上に立った行為である。一見あまりに当然の議論であるが、少し観点を考えてみて、こう言ったらどうだろう。「わたしの臓器はわたしのものなのであるから、当然処分する権利もわたしにある。よって、わたしに何かあったときには、わたしの臓器を販売することができる」。実際には市場原理のもとに臓器の（公然とは言わないまでも）売買は行われているが、それを可とする人はごく少数だろう。もし自己の身体を「私的所有」ということで押し通すならば、売買、譲渡も許されるはずである。しかし、これも多くの人が抵抗を感じるのではなかろうか。しかも、この売買の場合、ある地域においては、「腎臓村」等というおぞましい名前と呼ばれる貧しい村があり、村人の一部は自分の腎臓をドナーとして提供することで生計を立てていることでわかる通り、貧しき者から富める者への一方的な搾取の形で臓器の売買が成立していることに他ならない。即ち、著しく公平性を欠いていることに他ならないのである。今日、「自己決定」の名の下に社会的に富める者から貧しき者への搾取が行われていることは、われわれが直視しなければならないことの一つである。

ここで先ほどの筆者自身のドナーカードの問題に戻ると、筆者の家族は、ドナーカードのことは知っているが、たとえ筆者がドナーカードによって脳死状態での臓器提供の意思表示をしていることを知っているとしても、実際にその場になると判断に躊躇するだろうと述べている。つまり、わたしの意思が具体的に実現する可能性は確実に担保されていないのである。非常に単純に見える自分自身の臓器一つとっても「私的所有」即ち「自己決定」の自明性とはならないのである。「私的所有」しているものを「自己決定」できるということは、わたしの「思いこみ」にすぎない。そこには他者（家族、社会…）との関係性が見えてくる。

先ほどの場合富める者と貧しき者、そして「南」と「北」。この場合はわたしとわたしの家族の関係において臓器提供の意思が生かされるか否か決まる。ここでは「自己決定」と簡単に述べたが、「決定主体」がわたし自身と言い切れない面があることがわかる。

## (2) 「自己決定」の「決定主体」について

そこで、次に「自己決定」の「決定主体」の問題について考えてみよう。前述した他者との関係を除いて考えれば、「決定主体」はもちろん「わたし」である。今わたしは十分に？成長し、まがりなりにも日々様々な状況で「自己決定」という行為を行っている。しかし、まだ私が幼かった頃を考えてみると、会社員だった父の勤務の都合で全く知らない土地へ行き、突然それまでとことばも習慣も違う級友の中に放り込まれるようなことを経験してきた。これなど全くもって「自己決定」等と呼べるものではない。本論では養護学級の児童の「自己決定」について述べているが、幼い子どものことを考えてみただけでわかる通り、これはきわめて普遍的な問題でもある。先に問題提起した「真の自立は管理者が支配する環境で育成されるか」と言う問いに答えて行かなくてはならない。

### 3 「自己決定」・「自己選択」に関わる「決定主体」の実践的課題

実践課題としての「自己決定」・「自己選択」と言っても、その「決定主体」が真の意味で自己自身なのかと言うことも再考する必要があることは先に述べた。本学級においても過去3年間にわたってこのことについて考察しつつ、実践的課題として取り組んできた。つまり、「自己決定」といっても指導者が決めた枠の中で、あたかも「自分で決めた」かのようにし向けられているのではないか？と言う問いに答えることが必要だと筆者は考えるからである。

われわれ大人の場合に引き寄せて考えてみても、例えば、全く知らない文化圏へ行って、レストランで何のこともやら訳の分からないメニューを見せられた場合。自分の食べたいものを選べと言われても困惑することであろう。児童もわれわれの文化の中で少しずつ経験を積み体験を得ながら成長し、長じて多くの選択肢の中から自分で判断できるようになる。また、自分の得た選択肢から見直しをもって新し選択肢を作り上げていく。

体験の積み重ねのないところで「自己決定」をせまっても、それは、本学級の児童にとって、突然、予備知識もなしに「自分で決めなさい（自己決定・自己選択）」と迫られ、決めるための素材を持っていないと決めようにも決められない。指導者や周りの大人が用意した環境をただ受け入れるだけであり、「管理者の支配の中での自由のごときもの」である。

無論、「良かれ」と考えてわれわれは児童に接しているが、善意の行為は善意であるだけ、結果として児童の自発的な行為の芽を摘むことになっていたとしても気がつきにくいし、われわれの自覚に欠けることが多い。

自分で決めるためには自分で決めるだけの経験、知識、技能といった前提となる条件が必要である。特に、本学級の児童の場合経験の積み重ねが要求される。このため、毎年学校行事や季節的行事含めできるだけ「実際に体験する」活動を保障してきている。

また、この児童にはこういった性向がある。こんなことが好きだ、こんなことは嫌いだ。という児童自身の指向性を的確に把握し、児童の活動の中に組み込んでいかなないことには、児童は周りの大人が決めた線路の上をただ走るだけになってしまう。

児童の将来を見通しても、近年、キーワードとして語られることが多くなった、一般社会における「当事者参加」・「当事者決定」を保障していこうとすれば、小学校の段階、いや、それ以前からではあるが、「自分で決めること」を少なくとも学校生活の中において保障していく必要がある。冒頭の「真の自立は管理者が支配する環境で育成されうるか」という問いに対して、これまで述べたように、本学級では「自己決定技能は価値観の空白の中で学ぶことができるのか？」という基本的問いから出発して次のように応えてきた。

- ① 体験を通してこれまで人間が蓄積してきた多様な文化財（価値）を学ぶ。
- ② 自分の「好きな物（こと）」・「嫌いな物（こと）」を見つけていく。
- ③ 二つの選択肢の中から選ぶ。この場合「こちらが好き」というだけでなく「こちらは嫌いだからこちらを選ぶ」といった消極的な選択も尊重する。
- ④ 体験を通して選択肢の幅を広げる。
- ⑤ 同時に多様な状況下での汎化を図り、これまでの選択肢にない真の意味での自己自身の選択肢を創造する。

こういった取り組みのうちに児童は行動の自由度を増し、多様な状況下においても自分で選ぶことができるようになる。

#### 4. 体験学習の例

表2に本年度、本学級で取り組んだ体験学習を例示する。

表2. 養護低学年組における体験学習の例

時 期	単 元 名	内 容
4 月	おむかえ会	新入生や新しい先生歓迎会をする。
	公園へ行こう	ペアとなった6年生や多学年の児童とともに公園へ遊びに行く。
5 月	花や野菜を植えよう	朝顔や野菜の苗を植え常時活動として育てる。
	運動会	色組の中で活動する。 複式高学年の児童と一緒に合同種目の練習をする。
6 月	宿泊学習（Ⅰ）	校内で宿泊学習を行う。買い物、調理、レクリエーション等を行う。
	校外学習	主に働く人々の様子を見学し、労働に対する意欲を喚起する。
7 月	七夕会	1年生合同の行事として七夕会をする。
9 月	お月見会	複式学級の友だちとお月見会を楽しむ。
	校外学習	公共の交通機関を利用して、図書館・美術館・博物館のような公共施設を利用する。
	宿泊学習（Ⅱ）	校内で宿泊する。グループを作り自分たちで活動を計画する。
10 月	宿泊学習（Ⅲ） 三滝山宿泊学習	校外の社会教育施設を利用して、自分たちで活動を計画する。
	秋の遠足	目的地を選択し、公共の交通機関を利用して遠足に行く。
11 月	畑の収穫祭	畑で収穫したもの（主に芋）を使って収穫パーティーをする。

時 期	単 元 名	内 容
11 月	お祭り	保護者，他学級の児童，先生を招いて模擬店を開く。
	買い物に行こう	公共の交通機関を利用して自分のほしいものを買うに行く。
12 月	クリスマス会	保護者，他学級の児童，先生を招いて劇の発表をする。
1 月	新年お楽しみ会	相撲大会，カルタ大会，凧上げなど伝統的な季節を感じる遊びをする。
	もちつき	複式学級の友だちと餅つきをする。
2 月	そり遊び	スキー場へ行き，そり遊びやスキーなどをして雪に親しむ。
	豆まき	節分にあわせて校内を豆を撒いて回る。
	しののめ発表会	全員で劇の発表をする。
3 月	ひな祭り会	雛人形を飾り，自分たちで計画してお楽しみ会をする。新年度の1年生を招く。
	お別れ会	卒業生とその保護者を招いて，お別れ会をする。1年間のまとめをする。

【 引用文献・参考文献 】

1. 中村雄二郎 1979 共通感覚論 岩波書店
2. ノーマライゼーションの現在シンポ実行委員会 1992 ノーマライゼーションの現在 現代書館
3. 鈴木修司 1998 自己決定を促す手がかりに関する一考察 平成10年度広島大学附属東雲小学校研究紀要 pp.133-138 広島大学附属東雲小学校
3. 立岩真也 1997 私的所有論 けい草書房
4. 要田洋江 1999 障害者差別の社会学 岩波書店